

取 扱 注 意

No.

土木工事標準積算基準書

(機械編)

令和 2 年 10 月

令和 3 年 5 月 一部改定 (第 1 回)

山梨県 県土整備部

所属	
氏名	

令和3年度 機械設備積算基準 第1章 一般共通【対比表】

現 行					改 定					備 考		
表-1・7 現場管理費率					表-1・7 現場管理費率							
工種区分	対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	工種区分	対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	
		下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	A	b	
			A	b								
水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.30	47.16	-0.0533	16.22	水門設備、ダム施工機械設備、ダム管理設備	21.89	44.73	-0.0479	17.14			
揚排水ポンプ設備、除塵設備	23.83	105.57	-0.0998	14.30	揚排水ポンプ設備、除塵設備	24.72	98.08	-0.0924	15.41			
工種区分	対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	工種区分	対象額 適用区分	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	
		下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			下記の率とする。	(2)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	A	b	
			A	b								
道路付帯設備	21.78	59.51	-0.0674	16.41	道路付帯設備	22.76	55.45	-0.0597	17.71			
(2) 算定式 $J_o = A \cdot P^b$ ただし J_o : 現場管理費率 (%) P : 対象額 (円) $A \cdot b$: 変数値 (注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。					(2) 算定式 $J_o = A \cdot P^b$ ただし J_o : 現場管理費率 (%) P : 対象額 (円) $A \cdot b$: 変数値 (注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。							
表-1・8 据付間接費率 (%)					表-1・8 据付間接費率 (%)							
工 種 区 分		据付間接費率		備 考	工 種 区 分		据付間接費率		備 考			
水門設備	水門等	新設	130		水門設備	水門等	新設	130				
		維持修繕	140				小形水門設備	新設	80			
	小形水門設備	維持修繕	90			維持修繕		90				
		ゴム引布製起伏ゲート設備		90			ゴム引布製起伏ゲート設備		90			
揚排水ポンプ設備		140			揚排水ポンプ設備		140					
除塵設備		110			除塵設備		110					
ダム施工機械設備		110			ダム施工機械設備		110					
トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備		110			トンネル換気設備、トンネル非常用施設、車両重量計設備、車両計測設備、消融雪設備、駐車場設備、道路用昇降設備		110					
道路排水設備・共同溝付帯設備		90			道路排水設備・共同溝付帯設備		90					
ダム管理設備(流木止設備以外)		130			ダム管理設備(流木止設備以外)		130					
ダム管理設備(流木止設備)		80			ダム管理設備(流木止設備)		80					
鋼製付属設備		65		単独工事に適用	鋼製付属設備		65		単独工事に適用			

現行のとおり